

令和4年8月26日付け監査委員告示第8号公表分

(1) 芸濃総合支所

ア 地域振興課（津市錫杖湖水荘）

監査の結果	<p>(ア) 不適正な減免手続について</p> <p>当該施設では、利用促進の取組の一環として、令和3年2月1日付けの総合支所長決裁により、1泊以上で10名以上の団体に対し、使用料の2分の1を減額することとしている。</p> <p>しかしながら、当該利用促進策を周知するチラシには、決裁と異なり設備器具の使用料が無料と記載されており、これに基づき1団体に対して、減免申請の手続なしに使用料を全額免除していた。</p> <p>これらのことは、減免の決定が権利（債権）の放棄という重要な意思決定であることを職員が十分に認識することなく、安易に事務処理を行っていたと言わざるを得ない。</p> <p>今後は、関係法令を遵守した適正な減免手続が行われるよう徹底されたい。</p>
措置の内容	津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則並びに当該施設に係る減免基準を遵守し、適正な事務処理を徹底している。

監査の結果	<p>(イ) 不適正な公金の取扱いについて</p> <p>当該施設では減免基準により、1泊以上で10名以上の団体については、使用料の2分の1が減額されることになっている。</p> <p>しかしながら、基準を満たす団体から減免申請があったにもかかわらず、使用料の一部を減額することなく正規の料金を徴収していたものがあったことから、本監査中に戻出処理を行うに至った。</p> <p>当該団体のものを含め、減免を決定した全ての決裁に、減免金額の記入がなかったことから、チェック</p>
-------	---

	<p>体制が機能していなかったことは明らかである。</p> <p>今後は、このような不適正な公金の取扱いをすることがないように、組織としてのチェック体制を強化し、設置条例及び施行規則に基づく使用料徴収事務を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則並びに当該施設に係る減免基準を遵守し、適正な事務処理を徹底している。</p>

イ 地域振興課（津市芸濃総合文化センター）

監査の結果	<p>利用者間の公平性の確保について</p> <p>津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則第4条第1項第1号において、市民ホールの使用許可申請期間は「使用しようとする日の属する月の6月前の月の初日から10日前まで」と定められている。</p> <p>しかしながら、令和3年3月4日に1団体から、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの毎週、合計51日分をまとめた使用許可申請書及び使用料減免申請書が提出され、一括して使用許可及び免除決定していたものがあり、その金額は合計76万6,930円となっていた。</p> <p>また、当該団体は、地域住民による地域文化の振興に寄与する活動団体ではあるが、同施設の減免基準において、使用料の減免対象となる団体として明示されている社会教育関係団体、社会体育関係団体、文化関係団体のいずれの団体でもなかった。</p> <p>正規の使用許可申請期間の前に一括で使用を許可することは、利用者間の利用機会の公平性を損ねるものであり、減免基準に該当しない団体の使用料を免除することは、施設の維持管理費の一部を受益者が負担する原則に反するものである。</p> <p>ところが、減免を決定した決裁には、どのような理</p>
-------	--

	<p>由によりこれを認めたのか記入されておらず、説明責任を十分に果たしているとは言えない。</p> <p>減免基準に該当しない団体を減免しようとする場合には、特定団体を優遇しているとの疑念を招かないよう、理由を明確に示したうえで市長決裁を得るとともに、利用者間の公平性を確保するために施行規則に基づく事務処理を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則に基づいた使用許可手続を徹底するとともに、減免基準に基づく適正な事務処理を徹底している。</p>

(2) 一志総合支所

ア 地域振興課（津市波瀬ふれあい会館）

監査の結果	<p>コンプライアンスの徹底について</p> <p>施行規則第5条において、使用許可申請に対し、使用を許可したときは、コミュニティセンター使用許可書（第2号様式）を交付するものと定められている。</p> <p>しかしながら、所定の様式ではなく、提出された使用許可申請書原本を修正テープで加工し、その写しを使用許可書として交付していた。</p> <p>また、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。</p> <p>使用許可及び免除決定に際しては、施行規則で定める様式を使用するとともに、専決権者による決裁を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>使用許可及び免除決定に際しては、津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則で定める様式を使用するとともに、専決権者による決裁を徹底している。</p>

イ 地域振興課（津市コミュニティプラザ川合）

監査の結果	コンプライアンスの徹底について
-------	-----------------

	<p>施行規則第5条において、使用許可申請に対し、使用を許可したときは、コミュニティセンター使用許可書（第2号様式）を交付するものと定められている。</p> <p>しかしながら、所定の様式ではなく、提出された使用許可申請書の写しを使用許可書として交付していた。</p> <p>また、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。</p> <p>使用許可及び免除決定に際しては、施行規則で定める様式を使用するとともに、専決権者による決裁を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>使用許可及び免除決定に際しては、津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則で定める様式を使用するとともに、専決権者による決裁を徹底している。</p>

(3) 香良洲総合支所

地域振興課（津市サンデルタ香良洲）

監査の結果	<p>使用料免除に係る決裁の徹底について</p> <p>使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。</p> <p>使用料及び免除の金額は算定されていたものの、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。</p> <p>使用料を免除することは、権利（債権）を放棄する重要な意思決定であることから、専決権者による決裁を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び使用料の免除決定に係る専決権者による決裁を徹底している。</p>

(4) 商工観光部

商業振興労政課（津市まん中広場）

監査の結果	<p>使用料免除に係る決裁の徹底について</p> <p>使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。</p> <p>しかしながら、全ての使用料減免申請書下段の減免額算定欄が記入されていない上、免除決定に係る決裁もなされていなかった。</p> <p>また、51件の使用料減免申請書のうち、12件に減免理由が記入されていなかった。</p> <p>免除となっているのは、全て商工観光部内事業によるものではあるが、減免理由が記載されているか確認を徹底するとともに、使用料減免申請書の減免額算定欄を記入し、専決権者による決裁を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>使用料減免申請書の受付の際には、減免理由が記載されているかの確認を徹底するとともに、使用料減免申請書の減免額算定欄を記入し、専決権者による決裁を徹底している。</p>

(5) 久居総合支所

地域振興課（津市榊原農民研修所）

監査の結果	<p>ア 使用料免除に係る決裁の徹底について</p> <p>使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。</p> <p>使用料及び免除の金額は算定されていたものの、全ての使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。</p>
-------	--

	<p>使用料を免除することは、権利（債権）を放棄する重要な意思決定であることから、専決権者による決裁を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>使用許可申請及び使用料減免申請に対し、使用許可及び使用料の免除決定に係る専決権者による決裁を徹底している。</p>

監査の結果	<p>イ 利用者間の公平性の確保について</p> <p>施行規則第4条において、使用許可申請期間は「使用しようとする日の3月前の日から当日までの間」と定められている。</p> <p>しかしながら、年度当初に、1年分の使用日時一覧表を添付した申請書を提出した2団体に対して、まとめて使用許可及び免除決定をしていた。</p> <p>正規の使用許可申請期間の前に使用許可及び免除決定をすることは、利用者間の利用機会の公平性を損ねるものであることから、施行規則に基づく事務処理を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>津市榊原農民研修所の設置及び管理に関する条例施行規則に定められた使用許可申請期間を遵守し、適正な事務処理を徹底している。</p>

(6) 一志総合支所

地域振興課（津市一志農村環境改善センター）

監査の結果	<p>使用料免除に係る決裁の徹底について</p> <p>使用料減免額については、使用許可申請書を受付した市担当者が、使用許可申請書下段の使用料算定欄を用いて、申請内容に応じた使用料を算定した上で、使用料減免申請書下段の減免額算定欄を用い、当該使用料に減免率を乗じることで算定することとなっている。</p> <p>しかしながら、使用許可申請書下段の使用料算定欄を記入する代わりに、免除したものについて「使用料減免」というゴム印が押されていた。</p>
-------	--

	<p>また、全ての使用許可申請及び使用料減免申請について、使用許可及び免除決定に係る決裁がなされていなかった。</p> <p>使用許可及び免除決定に際しては、使用許可申請書及び使用料減免申請書の金額算定欄を記入するとともに、専決権者による決裁を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>使用許可及び免除決定に際しては、使用許可申請書及び使用料減免申請書の金額算定欄を記入するとともに、専決権者による決裁を徹底している。</p>

(7) 白山総合支所

地域振興課（津市白山農民研修所）

監査の結果	<p>不適正な公金の取扱いについて</p> <p>当該施設の使用料については、設置条例別表（第7条関係）備考において、冷暖房を使用する場合、施設の使用料に10分の3の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した額を使用許可の際に徴収するものとされている。</p> <p>ある団体が令和3年9月に当該施設の冷暖房使用を含む使用許可及び減額決定を得ていたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令により当該施設が休止となったため、本来であれば、使用料還付申請書の提出を受けて既納の使用料の全額を還付すべきところ、次回の使用許可申請時の使用料に充てていた。</p> <p>ところが、使用料を充てていた使用日は、冷暖房費が加算されない10月であったため、9月使用分として加算していた冷暖房費相当額が過徴収のままとなっていた。加えて、冷暖房費が加算されない使用日の使用許可においても、誤って冷暖房費を加算した額で使用料を徴収しているものもあり、合計で465円を過徴収していたことから、本監査中に戻出処理を行うに至った。</p> <p>今後は、このような不適正な公金の取扱いをするこ</p>
-------	---

	<p>とがないよう、組織としてのチェック体制を強化し、設置条例及び施行規則に基づく使用料徴収事務を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>今後は、このような不適正な公金の取扱いをすることがないよう、組織としてのチェック体制を強化し、津市白山農民研修所の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に基づく使用料徴収事務を徹底していく。</p>